

令和6年11月定例会 文教厚生委員会（事前）

令和6年11月26日（火）

〔委員会の概要 こども未来部関係〕

立川委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（10時58分）

これよりこども未来部関係の調査を行います。

こども未来部関係の11月定例会提出予定議案はありませんが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【提出予定議案】

な し

【報告事項】

- 徳島県こども計画（素案）について（資料1－1、1－2）
- 徳島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）甲子案について（資料2）

臼杵こども未来部長

この際、2点御報告させていただきます。

資料1－1を御覧ください。

徳島県こども計画（素案）についてでございます。

1、計画策定の趣旨でございますが、こども基本法に基づき、子供が将来にわたって健やかに幸せな状態で過ごせる社会の実現を目指し、こども計画を策定するものでございます。

2、基本理念としては、すべてのこどもが笑顔になれる「こどもまんなかとくしま」の実現、こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会へとさせていただいております。

3、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間といたします。

4、意見聴取の取組でございます。

計画策定に当たり、中学校でのワークショップやウェブアンケートなど、子供や若者から意見聴取いたしました。その概要を掲載しております。

2ページを御覧ください。

5、施策体系でございます。

基本目標として、1、こどもの権利を大切にしますをはじめ、六つの目標を掲げ、その実現に向けて取り組む施策の方向と主な施策をそれぞれ位置付けております。

詳細につきましては、資料1－2を御参照くださいますようお願いいたします。

今後は、速やかにパブリックコメントを実施するとともに、とくしまこども未来会議での審議や議会での御論議を踏まえまして、計画最終案を2月議会において御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、資料2を御覧ください。

徳島県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（仮称）骨子案についてでございます。

1、条例制定の経緯及び必要性でございますが、児童福祉法の一部改正に伴い、令和6年4月、国において、新たに一時保護施設の設備及び運営に関する基準が制定されました。

これにより、都道府県においても条例で基準を定めなければならないとされたことから、新たに条例を制定するものでございます。

2、条例制定の考え方につきましては、内閣府令の基準を用いることとしております。

3、条例骨子案につきましては、（1）設備の基準といたしまして、①設備基準として、居室や学習室など、設備の種類や面積基準などについて規定しております

（2）運営の基準につきましては、1ページから2ページにかけまして、①児童の権利擁護等に関する事項や、②職員配置、また、⑤児童の教育など運営に関する基準について規定しております。

4、今後のスケジュール案でございますが、パブリックコメントを実施した後、2月議会で条例案を提案させていただき、令和7年4月から施行する予定でございます。

報告事項は以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

立川委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

古川委員

一時保護施設の設備運営の基準について、児童福祉法を改正した背景というかどうして変えたのか、必要性に迫られたのかというところを、まず教えてもらえますか。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま古川委員より、今回の条例の骨子案に至る経緯について御質問がありましたので、御報告させていただきます。

こちらにつきましては、一時保護施設につきましては、児童相談所で職権として持っております児童虐待等々が起きた場合に、児童を一時的に親元から離れた形で一時保護いたします形で、児童相談所の中にあります一時保護施設の基準を新たに定めていくということでございます。昨今の子供の権利の擁護という流れもございまして、子供がより良い環境で暮らせるように、特に一時保護施設の基準を国が定めたということもございましたので、条例に落としていくものでございます。

古川委員

国が変えたのは、増えてきたので不都合が出てきたということなのか、それとも充実し

ていかなければならないという意識が高まったのか、そのあたりはどうなんですか。

原田青少年・こども家庭課長

ただいま古川委員より、今回の条例の部分、子供の状況についての御質問でございます。

改正の要旨としましては、一時保護施設につきまして、こういった基準を設けることで子供にとって手厚い対応が可能になることを明文化したいことと、委員がおっしゃるように、児童虐待が年々増加するに当たりまして、一時保護施設につきまして新たに整備をしていく方針が出されております。

こういったことも踏まえまして、条例にこういった基準を設けていきたいと考えております。

古川委員

聞いたことに対してははっきり分からないんですが、法改正の中で国もいろいろ委員会などをして、いろんな意見が出てというのがあると思うので、そのあたりを読んで勉強してもらって、また教えてください。どういう議論があったのかを教えてください。

うちの県の場合は、運営とか基準に照らして、どのような改正をどの程度していかなければならない部分が出てくるんですか。それとも今のままではほぼ大丈夫なのか。どんな状況なんですか。

原田青少年・こども家庭課長

古川委員より、今回の条例の中身についての御質問と思います。

この一時保護施設の条例の基準につきましては、内閣府令で現に施行されております、条例に代わるものとして運用がなされております。

今回、条例の中身につきましては、設備の部分で設備基準がございますが、新たに一時保護施設を造った場合に適用されていくという経過措置がございます。

現状といたしましては、様々項目がある中で、面積基準等々がございます。現在、一時保護施設は1部屋が定員3名で12名いますが、内閣府令によりますと、もう少し個室でいくとか面積基準を広く設けていくような形でございます。このあたりは、実際に運用の面で、例えば3人定員のところを二人で運用するでありますとか、できる限り基準に沿った運用ができるような形を考えておりますので、現在のところ、内閣府令の基準をそのまま条例に落とし込んでいけたらと思っております。

古川委員

経過措置を設けられているので、今の施設では基準に合わないところはあるけれど、運用でやっていくという。

ただ、3人や二人にしたら今は多分足りない状況と思うので、結構運営が大変になるのかなと思います。ハード部分は、そんなすぐにやり直すのは難しいと思いますので、運用の中で対応していかなければ仕方がないかと思いますが、大体分かりました。

長池委員

こども計画の素案が出てまいりまして、私も、国が出しているこども大綱から始まって、県、そして市町村がこれから策定していくこども計画ということで非常に注目しております。

まだきちんと読み込めてないんで、今日はそれぞれに対しての細かい質疑はいたしません、最初ぱっと見て、子供たちからの意見がありまして、かわいらしいなと思いながら一つ一つ読んでいくと、非常にしっかりした子供さんもいる。

これって、実際何年生とかいうのは分かっているんですか。そういうのが余り分からないようなアンケートをしているんですか。結局、どのくらいの年の子が書いているのかなと、ふと疑問に思ったんで。分かるんですか。どんな感じでしょうか。

大井こども未来政策課長

ただいま長池委員より、こども計画の子供のメッセージのところでの意見聴取ということで御質問がございました。

子供の意見につきましては、今回この計画の策定に向けた意見聴取をさせていただいて、それを反映させていただくというのが、この計画の特徴でもございます。

資料1－1にありますように、意見聴取の取組ということで4番のところで記載をさせていただいておりますが、これまで中学校でワークショップをしたり、高校で関心のある審議会委員と意見交換をしてもらったり、ウェブなどを使いまして子供に意見を頂くというような、年齢でいいますと小学校4年生から高校生ぐらいまでの方を対象に意見をいろいろ頂いております。

特に、この表紙の部分につきましては、ワークショップを開いた際に中学生、高校生から主に頂いているような状況で、意見につきましては、幅広い形で聴取をさせていただいたところでございます。

長池委員

答弁にもあったように、子供の考えを聞くというのが今回のこども大綱、こども計画にとって一つのキーワードというか。子供の意見を聞くというのは難しいと思うんです。何か言ってみてと言ったって、子供だって自分の将来をイメージできている子もいれば、そうでない子もいますし、子供の意見を聞くというのは簡単ではないと思うんですが、こども家庭庁が先導してそういう姿勢を示しているということで、しっかり取り組んでいただけたらと思います。

今後の子供たちを中心とした施策の大きな柱になるこども計画でございます。

今後、県が定めた後、市町村もこういうのを定めていくという流れを聞いておりますので、それも意識し、さらには全国の都道府県が一緒のこども計画では意味がないんだろうなと思います。

徳島県の子供たちにとってのこども計画、また市町村におかれては、それぞれの市町村にとっての子供たちの施策の中心となる計画でございまして、しっかりそこを意識して、県の計画、また市町村の計画に対してもアドバイス、相談できるような体制をしっかりと取っていただけたらと思います。

最後に、説明を頂いていた時に聞き漏らしたのですが、スケジュール感をもう一回説明してもらえますか。この後、いつ、どんなパブリックコメントをするとか、もう一回教えてください。

大井こども未来政策課長

スケジュールについての御質問でございます。

スケジュールにつきましては、本日の委員会で御報告をさせていただいた後、速やかにパブリックコメントを実施させていただき、その後、議会での御意見を踏まえ計画案に調整させていただき、年明け1月に審議会を開催いたしまして、計画の骨子案を取りまとめる流れになっております。

この骨子案を踏まえた上で、最終計画案として取りまとめさせていただき、2月議会におきまして御報告をさせていただきまして、令和7年度から当該計画に基づいた施策を実施してまいりたいと考えております。

長池委員

令和7年度からスタートするというので、これまでここまで作り込んで、さっと見た感じでは御苦労されていると思うんですが、あと少しでございますので、何回も言いますが、この先には市町村も入ってくるということで、是非、最後まで気を緩めずに頑張っていたいただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

立川委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上でこども未来部関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（11時14分）